

富里市立図書館及び学校図書管理システム等
選定プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、富里市立図書館及び学校図書管理システム等を選定するにあたり、価格のみの競争によらず、業務に必要な企画力、技術力、実績等の点から業者を選定するプロポーザル方式を実施するに当たって必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名 富里市立図書館及び学校図書管理システム構築

(2) 業務内容

ア 図書館及び学校図書管理システム構築業務

(ア) システムの設計・更新

(イ) システムの正常動作に必要な設定・導入等の作業

(ロ) 現行システムデータの移行（現行システムデータの抽出は除く）

(ハ) システムの運用及び業務に必要な手順書の作成及び導入時の操作研修の実施

イ 図書館及び学校図書管理システム利用に必要な機器・関連ソフトウェア及びライセンス等の賃貸借

ウ 図書館及び学校図書管理システム利用に必要なデータセンター管理

エ 図書館及び学校図書管理システム運用保守業務

※詳細は、別紙「業務仕様書」を参照

※システム利用に必要な機器等は別途調達を行う。

別紙2に記載のある機器ソフトウェアを用いてシステム構築を行うこと。

(3) 業務期間

ア システム構築期間

契約日から令和7年2月28日までとし、
システムの本稼働は、令和7年3月1日からとする。

イ データセンター管理及びシステム運用保守期間

令和7年3月1日から令和12年2月28日までとする。

(4) 業務場所 富里市立図書館（千葉県富里市七栄653-1）ほか、
富里北部コミュニティセンター、市内各小・中学校（10校）

(5) 調達・契約範囲、経費

ア 本プロポーザルを経て調達・契約をしている範囲は次のとおりとする。

	案件	調達・契約範囲	企画提案評価範囲
(ア)	図書館及び学校図書管理システム構築業務	対象	対象
(イ)	図書館及び学校図書管理システム利用に必要な機器、 関連ソフトウェア及びライセンス等の賃貸借	対象	対象 (60か月分)
(ロ)	図書館及び学校図書管理システム利用に必要な データセンター利用料	対象	対象 (60か月分)
(ハ)	図書館及び学校図書管理システム運用保守業務	対象	対象 (60か月分)

イ 経費

上記契約にかかる契約上限額は、富里市立図書館管理システム等にかかる費用と学校図書管理システム等にかかる費用とに分けて、下記により計上することとする。

図書館管理システムに関わる費用は、次のとおりとする。

総経費 129,789千円（消費税及び地方消費税を除く）

内訳

- ・ 図書館情報システム賃貸借料（60カ月）
金 46,210千円以内（消費税及び地方消費税を除く）
- ・ 図書館情報システム機器賃貸借（60カ月）
金 38,421千円以内（消費税及び地方消費税を除く）
- ・ 図書館情報システム使用料（60カ月）
金 27,753千円以内（消費税及び地方消費税を除く）
- ・ 図書館情報システム保守委託料（60カ月）
金 16,278千円以内（消費税及び地方消費税を除く）
- ・ 読書通帳システム導入（単年）
金 1,127千円以内（消費税及び地方消費税を除く）

学校図書管理システムに関わる費用は、次のとおりとする。

総経費 21,013千円以内（消費税及び地方消費税を除く）

内訳

- ・学校向け図書館システム機器賃貸借（60カ月）
金 14,251千円以内（消費税及び地方消費税を除く）
- ・学校向け図書館システム使用料（60カ月）
金 3,762千円以内（消費税及び地方消費税を除く）
- ・学校向け図書館システム保守委託料（60カ月）
金 3,000千円以内（消費税及び地方消費税を除く）

システム構築の期間は、契約日から令和7年2月28日までとする。
なお上記金額は、契約時の予定金額を示すものではないこととする。

3 参加資格

(1) プロポーザルの参加資格は、プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において次の各号に掲げる要件を全て満たすこととする。

ア 令和5・6年度富里市入札参加業者資格名簿「物品」部門で、業種「リース」として搭載されているもの。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 富里市建設工事請負等指名停止措置要領（以下「措置要領」という。）の規定により、指名停止措置（措置要領制定以前の富里市建設工事指名業者選定基準の規定による指名停止措置含む。）、又は富里市建設工事等暴力団対策措置要綱の規定による指名除外を受けていないもの。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。

ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (2) 令和元年度以降に元請けにて、国、地方公共団体が発注する図書館及び学校図書管理システムの構築を履行した実績を有する業者を擁することが可能であること。

4 担当部局

〒286-0221 千葉県富里市七栄653-1

富里市教育委員会教育部図書館読書推進班 担当 小倉

電話 0476-90-4646

メールアドレス lib1@library.tomisato.chiba.jp

5 参加意向申出書の作成要領

参加意向申出書は、令和6年4月5日（金）から同月12日（金）までの間に、図書館ホームページ（URL：<https://www.library.tomisato.chiba.jp/>）から入手するものとする。

(1) 参加意向申出書の様式

参加意向申出書の様式は（様式1）のとおりとする。

(2) 参加意向申出書の作成及び記載上の留意事項

応募者の会社概要（様式2）並びに応募者における同種・類似業務の受注実績（企業の本店、支店、営業所等を含む業務の実績についてそれぞれ10件まで）について、図書館システム導入実績表（様式3）に記載すること。

なお貴社で取得している下記の資格等がある場合は、会社概要にその旨を記載することを認める。

その際は、当該資格等を有することを確認できる書類を添付すること。

ア 情報セキュリティ管理に係る認定プライバシーマークの許諾番号

イ ISMSの認証登録番号

ウ 品質管理に係る認定（ISO9001の認証登録番号等）

エ ISO27017（クラウドサービスのための情報セキュリティ管理策の実践の規範を規定する国際規格）

6 参加意向申出書の提出及び提出期限

(1) 提出書類等

ア 参加意向申出書（様式1）

イ 5 (2)において必要とする添付書類

(2) 提出部数

各1部 ※提出書類は全てA4サイズ 縦 左綴 (2穴) ファイリング

(3) 提出先

4 担当部局と同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送 (書留郵便に限る) とする。

(5) 提出期限

令和6年4月12日 (金) 午後5時必着

7 参加意向申出書に関する質問

参加意向申出書の提出に関する質問の受付及び回答については、次による。
ただし単なる意見の表明と解されるもの等には、回答しない場合がある。

(1) 質問先

4 担当部局と同じ

(2) 質問の受付期間

令和6年4月5日 (金) ~令和6年4月9日 (火) 午後5時まで

(3) 質問方法

質問書 (様式4) に必要事項を記載し、電子メールにより提出すること。
なお、必ず電話にて到達確認を行うこと。

(4) 回答

令和6年4月10日 (水) までに、図書館ホームページにて回答する。

図書館ホームページURL : <https://www.library.tomisato.chiba.jp/>

8 提案書の提出を要請する者の確認

提案資格の有無を確認後、「提案資格確認結果通知書」により、提案書等の提出について、下記により通知する。

※ 令和6年4月16日 (火) までに通知

9 提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 提案書作成上の基本事項

プロポーザルは業務における取り組み方法について提案を求めるものであり、当該業務内容についての文章を補完するための最小限の写真、イラ

スト、イメージ図の使用は可能であるが、提案の内容が具体的に表現されたもの（設計図、模型等）を求めるものではない。

業務に係る作業は、富里市との契約後に、提案書に記載された内容を反映しつつ、業務仕様書及び富里市が提示する資料に基づいて、協議の上、開始することとする。

(2) 提案書記載上の留意事項

ア 提案は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。

イ 視覚的表現については、文章を補完する目的において使用すること。

ウ 設計図、模型（模型写真）、透視図等は使用しないこと。

エ 提案書に提案者を特定することができる内容の記述（社名等）を記述しないこと。

オ 提案書は、定められた様式に従い記載し提出すること。

書類サイズは原則A4版とし、使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とするが、図表等では10.5ポイント以下のものを使用しても差し支えないものとする。

10 提案書の作成要領

提案書の様式は任意様式とするが、次に示す内容を記載し、作成すること。

(1) 業務の実施体制、実施方針及び実施方法等を記述する。

ア 提案概要

- (ア) 会社概要
- (イ) 導入実績について
- (ウ) 提案コンセプト
- (エ) 基本的な考え方について

イ 提案システム

- (ア) システム全体概要について
- (イ) 公共図書館機能について
- (ウ) 学校図書館機能について
- (エ) 通帳による読書記録について
- (オ) ICタグ連携システムについて
- (カ) システム要求仕様に対する個別対応及び代案について

ウ ネットワークとセキュリティ

- (7) 提案ネットワーク構成について
- (4) システム及びデータセンターに係るセキュリティ対策について
- (6) 館内システムにおける個人情報保護について

エ 更新作業

- (7) プロジェクト体制について
- (4) 更新スケジュールについて
- (6) データ移行について
- (5) 稼働に伴う支援と研修について

オ 運用保守サポート

- (7) 保守サポート体制について
- (4) 平常時の運用に係る保守サポートについて
- (6) 障害発生及び緊急時の保守サポートについて

カ 契約期間満了時の取扱い

- (7) クラウドシステムの継続利用について
- (4) データ返納について

キ 独自提案

- (7) 提案見積に含む提案について(読書推進サービス、読書通帳等含む)
- (4) 提案見積に含まない将来拡張提案について

(2) 見積及び見積金額内訳書

見積もり及び見積金額内訳書は、貴社様式による正式見積書を提出すること。

なお、システム使用に係る費用は保守料など必要とする費用全てを計上し、5か年分の総額を記載すること。

(3) 機能要件一覧(別紙1)、データ設備要件一覧(別紙3)、クラウドサービス要件一覧(別紙4)について、それぞれ回答を行い、提出すること。

なお、提出された回答書の実現可否判断のため、第一優先交渉権を獲得した業者には、獲得後に機能を有している証明のため実機でのデモを行うものとする。

その際に提出した回答書と記載内容に虚偽があった際は失格とする。

(4) 提案書の無効提案書について、この要領及び所定の様式に示された条件に適合しない場合は、提案を無効とすることがある。

11 提案書等の提出方法

- (1) 提出書類及び部数
 - ア 提案書 10 部（任意様式）、A4 サイズ・左綴（2 穴）ファイリングにより提出すること。
 - 各ページにページ番号を付すこと。
 - 提案書には提案者名が特定できるような記述をしないこと。
 - イ 見積書（様式 5）及び見積金額内訳書（任意様式）
 - 正本 1 部、副本 9 部（任意様式）
 - 提出された見積及び見積金額内訳書は評価資料とするが、本プロポーザルに係る契約金額の算定上の根拠となるものではない。
 - ウ 機能要件一覧（別紙 1） 10 部
 - エ データセンター設備要件一覧（別紙 3） 10 部
 - オ クラウドサービス要件一覧（別紙 4） 10 部
 - カ 契約期間満了後の格納データ変換に伴う作業費用の参考見積書（任意様式）
- (2) 提出先
 - 4 担当部局と同じ
- (3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）とする。
- (4) 提出期限

令和 6 年 4 月 19 日（金）午後 5 時必着

なお、提出期限後に到着した提案書は無効とする。

12 提出された提案書等の取扱い

- (1) 提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

なお、本プロポーザルの契約候補者選定結果に関する公表その他、市が必要と認めるときは、市は特定事業者の提案書等の全部または一部を無償で使用できるものとする。
- (2) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、「富里市情報公開条例（平成 13 年 3 月 27 日条例第 2 号）」に基づき、提案及び提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出された提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の特定以外の目的では使用しない。
- (4) 提出された提案書等は、返却しない。

- (5) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

13 実施要領、業務使用書、提案書等に対する質問及び回答

- (1) 質問書(様式4)に必要事項を記載し、電子メールにより提出すること。
なお、必ず電話にて到達確認を行うこと。
ただし単なる意見の表明と解されるもの等には、回答しない場合がある。
- (2) 質問の受付場所
4 担当部局と同じ
- (3) 質問の受付期間
令和6年4月5日(金)～令和6年4月9日(火)午後5時まで
- (4) 回答
令和6年4月10日(水)までに、図書館ホームページにて回答する。
図書館ホームページURL：<https://www.library.tomisato.chiba.jp/>

14 評価の手續及び契約候補者の特定

提出された提案書等について、富里市立図書館及び学校図書管理システム賃貸借業者選定委員会(以下、選定委員会という。)において、下記により評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手續きを行う。

- (1) 第一次審査(書面審査)
提案者が多数の場合には、第2次審査対象者を3者程度に絞り込むものとする。
- (2) 第二次審査(プレゼンテーション、ヒアリング)
日程 令和6年5月8日(水)
時間、場所及び留意事項については別途通知する。
なお、出席者は5名以内とし、ヒアリング時間は一社あたり45分程度(説明30分、質疑15分程度)を予定している。

(3) 評価基準

評価基準	点数	一次審査	二次審査	備考
提案者選定基準	10	○		参加意向申出時に提出した、 ・会社概要（任意様式） ・業務実績表（任意様式）
機能要件評価	30	○		
価格評価	10	○		
提案書評価プレゼンテーション評価	50		○	
合計	100			

(4) 契約候補者の特定

ア 提出された提案書等を審査し、最も優れている提案者を契約候補者として、契約締結に向けた手続きを行う。

イ 提案者が一社であっても、本プロポーザルは成立するものとする。

ウ 選定委員会各委員の持ち点（50点）を合算した値（満点）の5割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準に満たない者は、契約候補者として特定しない。

提案者が一社の場合は、価格評価分を除いた持ち点（90点）を合算した値の5割の点数（45点）を、選定委員の人数で乗じた点数を最低基準点とする。

エ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者（ただし、最低基準点を満たしている者に限る。）を新たな契約候補者として手続きを行うものとする。

オ 各委員の合算した評価点が同点だった場合は、審査項目の図書館システムにおいて評価が高い提案書を優先とし、その項目も同点だった場合は、評価表の各得点を参考に、評価委員の合議により優先者を決定する（第一時審査実施時においても、同様とする）。

15 評価結果に関する事項

(1) 結果通知書

契約候補者として、特定又は特定しなかった旨を書面「結果通知書」に

より通知する。

(2) 評価結果の公表

提案書の特定をされた者は、特定後にこれを閲覧させること及び図書館ホームページ（URL：<https://www.library.tomisato.chiba.jp/>）において公表する。

(3) 非特定理由についての説明の請求

特定されなかった者は、書面により非特定理由についての説明を求めることができる。

(4) 非特定理由についての説明の請求先

4 担当部局と同じ

(5) 請求期間

令和6年5月14日（火）～令和6年5月17日（金）の午前9時30分から午後5時までとする。

(6) 回答

令和6年5月22日（水）までに、書面により行うものとする。

16 無効となる提案等

次に該当する提案は、無効とする。

- (1) 実施要領に示した提案資格を有しない者の提案
- (2) 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- (3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
- (4) 見積もり金額が契約上限金額を超える提案
- (5) 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

17 契約の締結

- (1) 本プロポーザルによって契約候補者を特定し、当該業務に係る見積書徴取の相手方とする。
- (2) 契約条項及び業務仕様は、特定した契約候補者の提案書による提案内容について契約上限金額の範囲内で協議し、確定するものとする。
- (3) 契約候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。
 - ア 「3 参加資格」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき。
 - イ 提案資格又は提案内容が無効となったとき。

ウ その他事故等の特別な事由により、契約が不可能と認められるとき。

18 その他

- (1) 参加意向申出書を提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式6）を持参又は郵送により速やかに提出すること。
- (2) プロポーザルに係る全ての費用は、提案者が負担するものとする。
- (3) 提出後の参加意向申出書及び提案書等の修正、差し替え、追加、削除又は変更は認めないものとする。
- (4) 電子メール等の通信事故について、富里市は一切の責任を負わないものとする。
- (5) 特定結果通知をした日から契約締結の日までの期間において、契約候補者となった者が、富里市暴力団排除条例に基づく排除措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。
なお、この場合、富里市は一切の損害賠償の責を負わない。
- (6) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに、警察へ被害届を提出することとする。
なお、これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (7) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

19 プロポーザルの実施スケジュール

実施要領の公表	令和6年4月5日（金）
質問書の受付・回答	令和6年4月5日（金）～9日（火） ※回答は、4月10日（水）までに回答、 市ホームページへ掲載
参加意向申出書提出期限	令和6年4月12日（金）
参加意向申出書審査結果通知	令和6年4月16日（火）までに通知
提案書等提出期限（必着）	令和6年4月19日（金）
プレゼンテーション日程通知	令和6年4月26日（金）
プレゼンテーション実施	令和6年5月8日（水）
審査結果通知	令和6年5月14日（火）
契約締結	令和6年5月23日（木）

